

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日にあ
たる場合は、そ
の翌日)

福祉事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年二月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三号

福祉事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

福祉事務所長事務委任等に関する規則(昭和三十年四月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号を次のように改める。

四 精神薄弱者の精神薄弱者保護施設への入所に関する事(精神法一六―)

第三条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 精神薄弱者保護施設に入所中の精神薄弱者又はその扶養義務者からの費用の徴収に関する事(同二七―)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

鳥取県告示第五十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

目次

- ◇規 則 福祉事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定
生活保護法による医療機関の指定
高等の移入を禁止する区域
県宮で行なう土地改良事業に係る土地改良事業計画書の写しの縦覧
共同で行なおうとする土地改良事業に係る土地改良事業計画書の縦覧
建築基準法に基づき道路法による変更の事業計画のある道路
道路の位置の指定
- ◇通 告 示 選挙管理委員会の招集
- ◇公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正
道路交通法による懸架の実施

規

則

昭和四十一年二月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
鳥取生協病院附属 第二事業所診療所	鳥取市川端一丁目四八	内科	鳥取勤労者医療 生活協同組合長 山崎 季治	昭和四十一年一月二十二日	乙表点数表
福本 薬局	鳥取市東品治町十の一		福本 政雄	二月一日	

鳥取県告示第五十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者名
昭和四十一年一月二十日	伊藤内科医院	米子市上福原一、五〇九の一	内科、小児科、放射線科	伊藤 敬吾

鳥取県告示第五十七号

ニューカッスル病予防に関する規則(昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号)第一条の規定に基づき、鶏、あひるその他の死体又はニューカッスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として佐賀県を指定する。

昭和四十一年二月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十一年十一月五日付けで米子市古置千三八番地 若松宗知

はか十九人の者から申請のあつた農営で行なう土地改良(農道整備)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十一年二月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

- 縦覧に供する書類の名称
土地改良(農道整備)事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
昭和四十一年二月十四日から二十日間とする。
- 縦覧に供する場所
米子市役所

四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五十九号

昭和三十九年二月七日付けで倉吉市国府二九四 田倉房蔵ほか二十一人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めためたので、同法同条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十一年二月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

- 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び規約の写し
- 縦覧に供する期間 昭和四十一年二月十四日から二十日間
- 縦覧に供する場所 倉吉市役所
- 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第四号の規定に基づき、道路法(昭和二十七年法律第八十号)による変更の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして次

のとおり指定する。

その要因図面は、鳥取県土木部建築課及び鳥取県倉吉土木出張所において縦覧に供する。

昭和四十一年二月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類及び路線名	指 定 場 所	幅 員 延 長
一般国道 一七九号	起点 倉吉市海田字荒神七三ノ一 終点 同 市上井字藤平田三五五ノ一	九メートル 八六三メートル

鳥取県告示第六十一号
建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年二月二日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十一年二月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名
鳥取市古方二八〇番地 日興土地観光
有限会社 代表取締役 豊土 惣市

鳥取市瀬山字越原ノ下
四三五番の四
四五番の四
三九番の四

鳥取市瀬山字越原ノ下
四三五番の四
四五番の四
三九番の四

幅員 四メートル
延長 五八メートル

- 7 鳥取市吉岡温泉町七六七 自動車等運転者 池井 義弘
- 8 岩美郡国府町大字麻生三九六 自動車等運転者 中野 富春
- 9 八頭郡用瀬町大字川中七五〇 自動車等運転者 前田 鶴男
- 10 気高郡気高町大字下石一四二 自動車等運転者 角田 勝利
- 11 鳥取市白兎五七六 自動車等運転者 三橋 英雄
- 12 八頭郡船岡町大字福本四八 自動車等運転者 山本 正雄
- 13 岩美郡国府町大字宮下 国府荘アパート内 自動車等運転者 鳥飼 弘
- 14 八頭郡八東町大字才代二 自動車等運転者 金子 政行
- 15 八頭郡都実町大字別府二五 自動車等運転者 野田 應明
- 16 鳥取市津ノ井一七九の一 自動車等運転者 谷口 英夫
- 17 鳥取市職人町五の二 自動車等運転者 波多野忠則
- 18 気高郡青谷町大字長和瀬一六九 自動車等運転者 村中 富造
- 19 鳥取市浜坂四六三 自動車等運転者 坂田 泰造
- 20 鳥取市川端四丁目 浜屋アパート内 自動車等運転者 西山 清
- 21 八頭郡都家町大字門尾三三一 自動車等運転者 北川 好雄
- 22 岩美郡岩美町大字浦生二一九七 自動車等運転者 坂口 清春
- 23 岩美郡岩美町大字岩本一一七七の二 自動車等運転者 下根 政男

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日につき
当たるときは、その
翌日)

目次

- ◇告示 教育職員の免許状の授与
結核予防法による指定医療機関の辞退
- 県道の路線の廃止
- 道路の区域の決定
- 道路の供用の開始
- 昭和三十四年十月鳥取県告示第五百二十八号の一部改正
- 道路の位置の指定
- あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験の実施
- ◇教委規則 技能労働職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

告示

鳥取県告示第六十五号

教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番号 氏名
幼稚園助教免許状 昭四〇幼助第三号 中沢 寛
鳥取県告示第六十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十一年二月十五日
鳥取県知事 石 破 二 朗
辞 退 年 月 日 指定医療機関の名称 所在地
昭和四十一年一月二十五日 城野 医院 鳥取市茶町一〇番地

鳥取県告示第六十七号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第七條第一項の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の閲覧に供する。
昭和四十一年二月十五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

番号	路線名	認定	所要な通過地	備考
185	八頭郡若狭町大字若狭	認定	若狭町大字若狭	兵庫線東方端まで町を結ぶとする。